

○群馬県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

昭和60年8月1日本部訓令甲第7号

改正

昭和62年3月31日本部訓令甲第4号
昭和63年3月31日本部訓令甲第4号
平成元年3月16日本部訓令甲第2号
平成2年3月20日本部訓令甲第1号
平成4年7月31日本部訓令甲第13号
平成5年11月1日本部訓令甲第14号
平成8年3月15日本部訓令甲第3号
平成11年3月15日本部訓令甲第8号
平成13年6月29日本部訓令甲第6号
平成18年3月10日本部訓令甲第5号
平成18年7月20日本部訓令甲第15号
平成19年5月7日本部訓令甲第6号
平成21年3月10日本部訓令甲第6号
平成21年12月25日本部訓令甲第19号
平成22年3月11日本部訓令甲第1号
平成23年2月23日本部訓令甲第1号
平成24年3月9日本部訓令甲第3号
平成28年3月9日本部訓令甲第3号
令和2年3月9日本部訓令甲第2号
令和4年3月9日本部訓令甲第5号
令和7年9月2日本部訓令甲第16号

群馬県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号）第64条の規定に基づき、群馬県警察高速道路交通警察隊（以下「高速警察隊」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 高速警察隊は、高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。以下同じ。）において、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 交通事故防止対策に関すること。
- (2) 交通の指導及び取締りに関すること。
- (3) 交通事故事件の捜査及び処理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通警察に関すること。

2 高速警察隊は、前項に掲げるもののほか緊急配備等対象事件（群馬県警察通信指令に関する訓令（平成21年群馬県警察本部訓令甲第18号）第2条第1号エに規定する緊急配備等が発令された事件をいう。）の検問、重要事件の初期的捜査、警衛、警護その他必要により特に命ぜられた任務に当たるものとする。

(編成)

第3条 高速警察隊は、本隊及び分駐隊をもつて編成し、その細目は別に定める。

2 本隊及び分駐隊の名称、位置及び担当区域は、別表第1のとおりとする。

(連絡協調)

第4条 隊長は、高速道路における警察活動の適正を期するため、関東管区警察局高速道路管理官、隣接県警察の高速道路交通警察隊長、高速道路沿線の警察署長及びその他の関係機関と常に密接な連絡を保たなければならない。

(援助要請)

第5条 隊長は、交通取締り、交通規制、交通事故処理等のため特に応援を要請する必要があるときは、主管課長を経て警察本部長に報告し、指揮を受けるものとする。

2 事態が急迫して前項の指揮を受けるいとまがないときは、関係所属長に直接応援を要請することができる。ただし、この場合は事後速やかにその状況を本部長に報告するものとする。

（勤務制）

第6条 高速警察隊の勤務制は、通常勤務、毎日勤務及び三交替制勤務とし、その適用区分は次のとおりとする。

勤務制	適用区分
通常勤務	隊長
毎日勤務	副隊長、中隊長、分駐隊長、庶務係及び隊長の指定する隊員
三交替制勤務	上記以外の隊員

（勤務時間等の割振り）

第7条 毎日勤務の隊員は勤務時間、休憩時間及び週休日（以下「勤務時間等」という。）の割振りは、群馬県警察の服務に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第6号。以下「服務訓令」という。）第20条の規定によるほか、通常の場合においては、1日の勤務時間は7時間45分、1日の休憩時間は1時間として隊長が定める。

2 三交替制勤務の隊員の勤務時間等の割振りは、服務訓令第20条の規定によるほか、次により隊長が定める。

（1） 勤務時間は、当番日は15時間30分、日勤日は7時間45分とする。

（2） 休憩時間は、当番日は8時間30分、日勤日は1時間とする。

3 隊長は、前2項に規定する休憩時間については、業務に支障を来すことのないように割り振らなければならない。

（勤務時間の基準）

第8条 隊員の勤務内容別の割当て時間の基準は次の表に掲げるとおりとする。

勤務内容 勤務区分	機動警ら及び検問	在所			
		通信	書類整理	車両整備	指示教養
当番	6時間30分	6時間45分	1時間15分	45分	15分
日勤	6時間		45分	45分	15分

第9条 削除

（勤務計画）

第10条 隊長は、高速警察隊の活動を効果的に推進するため、翌月の勤務の重点その他勤務に必要な事項を内容とする勤務計画を策定し、交通部長の承認を受け、毎月25日までに隊員に指示するものとする。

2 隊長は、特に必要があると認めたときは、前項の勤務計画を変更することができる。

（高速警察隊日誌等）

第11条 本隊及び分駐隊に高速警察隊日誌（別記様式第1号）を備え、所定事項を記録しなければならない。

2 隊員は、勤務日誌（別記様式第2号）を備え、所定事項を記録しなければならない。

（報告）

第12条 隊員は、毎月の活動状況を、交通パトカー活動状況調（別記様式第3号）により隊長に報告しなければならない。

2 隊長は、高速警察隊の毎月の活動状況を高速道路交通警察隊の活動状況調（別記様式第4号）により、交通部長を経て本部長に報告しなければならない。

（勤務の心得）

第13条 隊員は、その職責を自覚し、その任務の遂行に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（1） 車両の運行前点検を確実に励行するとともに、運転に当たっては、細心の注意を払い、交通事故の防止に努めること。

（2） 指導取締りに当たっては、常に言語、態度に注意し、関係者の理解と協力を得られるよう努

めること。

(3) 交通事故事件の捜査・処理に当たっては、高速道路の特殊性を理解し、特に誘発事故及び受傷事故防止に努めること。

(4) 装備資器材は、常に点検整備するとともに、その取扱いの習熟に努め、有効適切な活動を図ること。

(5) 健康保持に配慮して、常に節制に努め、最良の状態で勤務できるようにすること。

(出勤前の点検)

第14条 幹部は、隊員の勤務開始時に車両及び服装の点検を実施するとともに、勤務重点等について必要な指示を与え、その徹底を期さなければならない。

(幹部会議)

第15条 隊長は、毎月1回以上幹部会議を開催し、高速警察隊の適正な運営と分駐隊相互の連絡調整を図るものとする。

2 前項の会議を開催した場合は、必要により、会議の要点を適切な方法で職員に周知するものとする。

(招集等)

第16条 隊長は、毎月2回以上隊員を招集し点検(車両及び装備資器材を含む。)、訓示・指示を行い、併せて必要な指導教養を行わなければならない。

2 隊長は、新たに隊員となつた者に対し、期間を定めて交通事故処理、交通指導取締り、緊急配備、車両の運転等隊員として必要な教養訓練を行わなければならない。

(交通法令違反の措置)

第17条 隊長は、高速道路における交通法令違反を告知し、又は検挙した報告を受けたときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 交通反則通告制度適用事件は、群馬県警察交通反則通告センターに送付すること。

(2) 交通切符適用事件のうち指定出頭事件は、交通切符裁判所所在地の警察署に引き継ぐこと。

(3) その他の事件は、検察庁又は家庭裁判所に送致(付)すること。

(交通事故事件の措置)

第18条 隊長は、高速道路における交通事故事件を処理したときは、指定された検察庁又は家庭裁判所に送致(付)するものとする。

(刑事事件の措置)

第19条 隊長は、高速道路において刑事事件を取り扱つたときは、必要な初動措置を行つた後速やかに当該事件の発生地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

(その他の事案の取扱い)

第20条 隊長は、前3条以外の警察対象事案を取り扱つたときは、必要な措置を講じた後、当該事案の発生地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

(被疑者を逮捕した場合の措置)

第21条 隊長は、高速道路における交通事故事件及び交通法令違反の被疑者を逮捕したときは、分駐隊の所在地を管轄する警察署長又は逮捕地を管轄する警察署長に被疑者の留置を依頼することができる。

2 隊長は、前項以外の事件の被疑者を逮捕したときは、直ちに逮捕地を管轄する警察署の司法警察員に引致するとともに、関係書類に証拠品を添えて当該警察署長に引き継ぐものとする。

(隊員章)

第22条 隊員は、乗車服を着用したときは、別表第2に定める高速警察隊員章を左腕に装着するものとする。

(細則の制定)

第23条 隊長は、本部長の承認を受けて、この訓令の施行について必要な細目を定めることができる。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (昭和62年3月31日本部訓令甲第4号抄)

1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月31日本部訓令甲第4号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月16日本部訓令甲第2号）

この訓令は、制定の日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成2年3月20日本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年7月31日本部訓令甲第13号）

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成5年11月1日本部訓令甲第14号）

この訓令は、平成5年11月1日から施行し、平成5年3月25日から適用する。

附 則（平成8年3月15日本部訓令甲第3号）

この訓令は、平成8年3月19日から施行する。ただし、警務部総務課留置管理室の設置に係る改正規定、交通部高速道路交通警察隊館林分駐隊の廃止に係る改正規定及び第10条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月15日本部訓令甲第8号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月29日本部訓令甲第6号）

この訓令は、制定の日から制定する。

附 則（平成18年3月10日本部訓令甲第5号）

この訓令は、平成18年3月16日から施行する。ただし、第2条の改正規定、組織犯罪対策統括官、刑事部機動捜査隊、生活安全部生活安全企画課安全安心まちづくり室、生活安全部地域課地域指導室、生活安全部地域課通信指令室、刑事部捜査第一課国際捜査室及び刑事部捜査第二課広域知能犯捜査室の設置に係る改正規定並びに国際・組織犯罪対策統括官、生活安全部通信指令課、刑事部刑事企画課機動捜査隊、刑事部組織犯罪対策第一課国際捜査室、刑事部組織犯罪対策第一課暴力団対策室及び交通部交通指導課交通反則通告センターの廃止に係る改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月20日本部訓令甲第15号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成19年5月7日本部訓令甲第6号）

この訓令は、制定の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月10日本部訓令甲第6号）

この訓令は、制定の日から施行し、平成20年3月8日から適用する。

附 則（平成21年12月25日本部訓令甲第19号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月11日本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成22年3月18日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止に係る改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月23日本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成23年3月19日から施行する。

附 則（平成24年3月9日本部訓令甲第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年3月15日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成28年3月9日本部訓令甲第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年3月18日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部

分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和２年３月９日本部訓令甲第２号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和２年３月19日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和４年３月９日本部訓令甲第５号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和４年３月18日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和７年９月２日本部訓令甲第16号）

この訓令は、制定の日から施行する。

別表及び別記様式省略